６月は
豊かなむらを災害から守る月間です

この季節は梅雨の長雨などにより、河川のはんらんやがけ崩れ、ため池の決壊などの災害が発生しやすくなります。

そこで、被害を最小限にとどめるため、日頃から災害に対して備えておくほか、お住まいになっている地域やご家庭でも危険箇所や避難場所について話し合っておきましょう。　問い合わせ先　建設課　☎43・6841

〔ため池編〕

「ため池」が決壊すると、ため池の下流の地域に大きな被害をおよぼします。

これからの時期は、ため池の点検をより一層注意深く行いましょう。

ため池の管理・点検の注意点は次のとおりです。

①管理者を決めて、常に適正な管理を行うようにしましょう。ため池の見回りや点検は必ずライフジャケットを着用し、複数名で行うようにしましょう。

②気象情報に注意し、大雨が予想されるときには、早めにため池の水位を下げておくようにしましょう。

③堤防に繁茂する草木は伐採し、漏水や破損が無いかを確認してください。堤防等に異常があるときは、建設課までご連絡ください。

〔治山編〕

森林の持つ「保水能力」の限界を超える集中豪雨などにより、各地で地すべりや土石流等の林地崩壊が発生しています。

森林は、癒しの空間である反面、連続降雨や集中豪雨による山地災害の危険を常に抱えていることを忘れてはなりません。

崖地や急勾配の林地に接近している住宅や建物等がある方は、次のことに注意しましょう。

①崖地又は山地から流れ出てくる水の色が急激に変化した。

②崖地又は山地から、落石があった。

③崖地又は山地から土砂の崩落があった。

④斜面にひび割れができた。

⑤雨が降り続いているのに、流れ出てくる水が突然出なくなった。又は、流れ出てくる量が急激に減った。

これらのような現象は林地崩壊の前兆であることが多く、発見したときには即時避難を開始してください。

〔用水路編〕

今年も田植えの季節となり、用水路への通水が始まります。

通水期間中は用水路の水位が上がり、特に子どもには大変危険な場所となりますので、近寄ったり、遊んだりしないようにして、転落事故等に十分注意するようお願いします。

水守（みずもり）（千種川流域水位ライブモニタリングシステム）配信中

インターネット・携帯電話で河川ライブ画像を配信しています。

ライブ画像を見ながらひと目で近隣の水位情報が確認できるようグラフ表示を行うとともに、川の防災情報（雨量、水位等）へもリンクしているため、防災関連情報を一度に確認いただくことができます。

高雄カメラ　千種川［高雄橋付近］

【URL】http://www1.winknet.ne.jp/~kasen01/pc.html

水守　検索

問い合わせ先　光都土木事務所　管理課
☎58・2235

８月１日からホテル・旅館等に対する「表示制度」が全国一斉に始まります

問い合わせ先　消防本部 予防課　☎43・6882

表示制度とは、ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対して、消防機関から表示マークを交付する制度です。

この表示制度により、ホテル・旅館等の利用者に対し、防火基準への適合性について情報を提供するものです。

●対象となる建物

３階建て以上で収容人員が30名以上のホテル・旅館等が対象です。

表示基準に適合していると認められた場合には、上記の表示マークが交付され、交付を受けたホテル・旅館等は、建物やホームページに掲出して防火安全情報を利用者に提供することができます。

※銀色の表示マークが交付されますが、３年間表示基準に適合していると認められる場合は、金色の表示マークが交付されます。

※各消防本部では８月１日以降、管内の「表示マーク交付事業所一覧表」等を掲載している場合があります。旅行の際は、宿泊先や宿泊先のある消防本部のホームページ等を調べてみてはいかがでしょうか。

（注）掲出開始時期や対象となる建物は、消防機関によって異なる場合があります。

火の取り扱いに注意しましょう

暖かくなり、屋外でのレジャーシーズンです。中でも、バーベキューは大勢の人が集まって、楽しむことができます。

しかし、不注意などによる火傷や火の不始末による火災も増えています。

●注意事項

①消火用の水を用意しましょう。
②強風のときは中止しましょう。
③簡易コンロなどの組み立てはしっかりと。転倒による火傷・火災の危険性があります。
④カセットコンロなど使用するときは、取扱説明書をよく読んで正しく使いましょう。
⑤ゲル状の着火剤は、つぎ足ししない。
⑥炭は完全に消えたか確認し、放置しないようにしましょう。炭を完全に消すには、
・完全に水に浸す。
・穴を掘って土をかぶせる。
・消し壷を使う。

●問い合わせ先　消防本部 予防課　☎43・6882

万一に備えての避難場所はハザードマップを使って確認しておきましょう

市では、集中豪雨や台風などの災害に備えて、避難場所を定めています。

皆さんの住んでいる地域の特性を知り、日ごろから対策を整えておくことや、万一に備えて避難場所や避難経路、家族との連絡方法などを確認しておきましょう。

赤穂市ハザードマップは、市ホームページに掲載しているほか、市役所、地区公民館に設置していますので、ご活用ください。

また、災害時の緊急情報などを、いち早くお知らせするため、「赤穂市防災情報ネット」（ひょうご防災ネット）を運用していますので、ぜひ登録してください。登録方法等の詳細については、広報あこう６月号同時配布のチラシをご覧ください。

●問い合わせ先　危機管理担当　☎43・6866